

## 旧大井川地域における条例の適用について

### 1. 対象地域の変更及び経過措置

平成 20 年 11 月 1 日の合併により、旧大井川地域も条例の適用を受けることとなります。しかし、条例に定められた手続きを行うには、確認申請などの手続きをする前にある程度の準備期間が必要となるため、経過措置を設けました。

この経過措置により、平成 21 年 1 月 1 日以降に確認申請などの手続きをする建物が、条例の対象となります。

### 2. 確認申請などの手続きについて

確認申請などの手続きとは以下の手続きです。

- ・ 確認申請
- ・ 計画通知
- ・ 建築基準法、建築基準法施行令または建築基準法に基づく条例の規定に基づく許可または認定の申請

これらのうち 2 以上の手続きを行うときは、最初の手続きを基準とし、その受付日が平成 21 年 1 月 1 日以降であれば、条例の対象となります。

